

入札契約・工事管理等に関する改善と 今後の新たな取組みについて

平成30年7月

みち、ひと…未来へ。



《改善・新たな取組みに至る背景》

- ▶ 公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、建設業法・入契法等が改正されるとともに、平成26年6月4日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行されました。
- ▶ 弊社は、品確法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制、工事の性格、地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、国が定める発注関係事務の運用に関する指針（公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）を参考とし、平成28年度より、入札契約・工事管理に関する”新たな取組み”として、試行運用を行います。
- ▶ 現行の入札契約制度及び工事管理体制の改善についても、引続き、入札不調・精算不調の発生を可能な限り抑制すべく、これまでの取組みの活用と検証を行いながら、上記取組みと合わせて更なる見直しを行って参ります。

改善と今後の新たな取組み

入札契約・工事(業務)管理等に関する**改善・新たな取組み内容**は以下のとおりです。

1. 多様な入札契約制度等に関する取組み (P 4～P 32)

2. 入札不調等の改善に向けた取組み (P 33～P 58)

3. 積算基準の改善に向けた取組み (P 59～P 79)

4. 工事(業務)管理に関する改善の取組み (P 80～P 94)

5. 生産性向上等に向けた取組み (P 95～P 130)